

ご案内

YANASE
ONE UP CLUB
ヤナセ自動車保険



ヤナセワンナップクラブは
豊かで安心のカーライフを
サポートします。

オリジナルフロントガラスリペアサービス



飛び石などによるフロントガラスの損害を、補償額を限度に修理するサービスです。

飛び石や飛来物などによるフロントガラスの損害で自動車保険を使うと、次回ご契約時の割引率に影響する可能性があります。ヤナセワンナップクラブでは、ヤナセ指定のサービス工場自動車保険を使わずに修理ができる「フロントガラスリペアサービス」をご提供致します。もしもの時にも安心の、ヤナセオリジナルのサービスです。

サービス限度額 27,000円 補償限度額 30,000円 (お客さまご負担額 3,000円)

※二輪自動車、原動機付自転車、その他普通自動車免許で運転が出来ない車種は対象となりません。また、大型車や特殊自動車など物理的に修理の受け入れが困難な場合には、本サービスの対象外とさせていただきます。※本サービスのご利用は自動車保険の保険期間中1回限りとなります。なお、保険期間が長期の場合は保険年度ごと1回を限度とします。※本サービスの修理は全国のヤナセワンナップクラブ参加店でご提供します。※本サービスは修理にて実施し、お客さまに対する金銭のお支払はいたしませんのでご了承ください。※本サービスのご利用にはヤナセワンナップクラブ会員証が必要となります。大切に保管しサービス利用時には必ず修理店舗まで持参ください。※本サービスは対象となる自動車保険が有効な場合のみ対象となります。ご利用時には自動車保険証券の提示をお願いします。※本サービスは修理に関する費用のみ対象となり、付随する費用(レッカー費用・代車費用等)は対象となりません。※車両保険や第三者からの賠償、その他サービス等によって補償される場合、本サービスを重複して使用することはできません。ただし、車両保険に免責金額を設定されている場合など、お客さま負担が発生する際はご利用が可能となります。※メーカー提供の保険付帯サービスと重複する場合は、ワンナップクラブの付帯サービスは使用することはできません。

24時間・年中無休
ワンナップクラブ 専用コールセンター

おクルマの
万一のトラブルに対応いたします。

アクセスは簡単!



会員証記載の
QRコードで
専用ページへ。

スマホのホーム画面に
アイコン追加で
さらに簡単に。



※写真・イラストはイメージです。

クルマはつくりません。クルマのある人生をつくっている。

YANASE

「ヤナセワナップクラブ フロントガラスリペア」サービス約款

「ヤナセワナップクラブ フロントガラスリペア」(以下「本サービス」といいます)とは、株式会社ヤナセ(以下「ヤナセ」といいます)が、ヤナセワナップクラブ参加店(以下「参加店」といいます)を取扱代理店として、自動車保険にご加入いただいたお客さまに対して、本約款にもとづき参加店から修理サービスを提供するものです。

第1条(本サービスの対象自動車)

1. 本サービス提供の対象となる自動車(以下「対象自動車」といいます)は、当社指定の専用自動車保険プラン(以下「ヤナセワナップクラブ自動車保険」といいます)の被保険自動車とします。但しヤナセが取扱う車両でメーカー保険が付帯されているものは対象外とします。
2. 次の各号の用途車種は本サービスの対象外となります。なお、下記各号に該当しない場合でも、車両のサイズ、規格等により物理的に修理の受け入れが不可能な場合には、本サービスの対象外とさせていただきます場合があります。
(1) 二輪自動車 (2) 原動機付自転車 (3) 普通自動車免許で運転ができない車種 ※2017年3月12日以降の免許制度による。

第2条(本サービスの内容・対象損害・利用回数)

1. 参加店は第5条(本サービスの提供期間)の期間内において、偶発な事故(以下「事故」といいます)により対象自動車が飛び石等、飛来物によるフロントガラス破損損害(以下「損害」といいます)を被った場合、修理サービス(部品の交換を含みます。以下同様とします)を提供します。
2. 本サービスの利用回数は対象期間中1回に限るものとします。なお、自動車保険が保険期間2年以上の長期契約の場合、保険年度(保険始期日から起算した1年を単位とする期間)ごとに1回限りとします。ただし、第5条(本サービスの提供期間)に定める期間内の損害に限ります。

第3条(本サービスの限度額・お客さまの負担額)

1. 第2条(本サービスの内容・対象損害・利用回数)に定めるサービスは、対象自動車に参加店に入庫された場合に、対象自動車に対して3,000円をお客さまにご負担いただくことを条件に、修理工賃および交換部品代金と合わせて、30,000円(消費税等相当額を含みます)分まで修理を受けることができます。ただし、修理にかかる代金が30,000円を超える場合は、30,000円を超えた部分の修理代金はお客さま負担となります。
2. 本サービスを受ける場合、損害額が30,000円を下回る場合でも損害額に関係なくお客さまに一律3,000円をご負担いただきます。
3. 本サービスは修理に関する費用のみが対象となり、付随する費用(レッカー代等)は対象となりません。
4. 本サービスの提供は修理にて実施し、お客さまに対する金銭の交付は行いません。

第4条(本サービスを提供する販売店)

第2条(本サービスの内容・対象損害・利用回数)に定める修理サービスは、全国の参加店で提供します。

第5条(本サービスの提供期間)

1. 本サービスは、参加店を代理店として2012年10月1日以降保険始期の自動車保険にご加入いただいた場合に、保険期間と同一の期間をサービス提供期間とします。
2. 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスを受けることはできません。
(1) 参加店でご加入の自動車保険が解約・失効・解除となった場合
(2) 参加店でご加入の自動車保険の期間が満了し、ご継続いただけなかった場合
(3) 対象自動車が日本国外に持ち出された場合

第6条(本サービス提供方法)

お客さまが本サービスの提供を受ける場合には、以下に定める所定の書類を第4条(本サービスを提供する販売店)に定める本サービス提供店にご提出いただくものとします。

- (1) ヤナセワナップクラブ会員証
- (2) 自動車保険証券写し

第7条(本サービスを利用できない場合)

1. 次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの提供を受けることはできません。
(1) ヤナセワナップクラブ参加店以外で修理等を実施した場合
(2) 対象車種が譲渡等により、お客さまが使用者でなくなった場合
(3) 損害が発生した日より30日を経過した後に販売店に入庫し、サービス実施の請求があった場合
(4) 対象自動車が日本国外において損害を被った場合
2. 直接であるか間接であるかを問わず、次の事由によって生じた対象自動車の損害に対しては、本サービスの提供を受けることはできません。
(1) お客さままたはお客さまの許可を得て対象自動車を運転した者の故意もしくは重大な過失または法令違反
(2) 対象自動車に存在する欠陥
(3) 故障(偶然かつ外来の事故に直接起因しない電氣的又は機械的損傷をいいます)
(4) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波、戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装乱闘・その他類似の暴動
(5) 核燃料物質(使用済み燃料を含みます。以下同様とします)もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
(6) 詐欺または横領
(7) 差押え、収容、没収、破壊など国または公権力の行使
(8) 取扱書等に示す方法と異なる使用、不適切な保管、限度を超える過酷な使用(レース・ラリー等の過酷な走行、エンジンの過回転、過積載等)
(9) 法令により定められた運転資格を持たないで、または酒に酔ってもしくは麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれのある状態で対象自動車を運転している間に生じた損害
(10) 通常の使用損耗あるいは経年変化により発生する現象(消耗部品・油脂類の消耗、劣化、腐食、摩滅、錆び等)によって生じた損害

第8条(車両保険等との関係)

1. 対象損害に対して車両保険・第三者からの賠償・その他サービス等から補償される場合は本サービスを提供しません。
2. 前項の規定にかかわらず、車両保険・第三者からの賠償・その他サービス等からの補償を受けた上で更にお客さまの自己負担が発生し、かつ本サービスのお客さま負担額を超える場合は、本サービスを提供します。

第9条(本サービス約款の改定)

本約款は予告なくいつでも変更ができるものとします。この場合、以後の本サービスの提供内容は、変更後の約款が適用されるものとします。

第10条(個人情報の取扱)

ヤナセにおいてはお客さまの個人情報を重要なものと認識し、その取扱いにつきましては細心の注意を払っております。個人情報の取扱いについての詳細は、ヤナセホームページ(<https://www.yanase.co.jp/privacy/>)または店頭に掲示のプライバシーポリシーをご確認ください。なお、お客さまからお預かりした個人情報は、本サービスの提供のため必要な範囲で、書面又は電子媒体により本サービスの事務局である(株)ヤナセインシュアランスサービスに提供させていただきます。

第11条(合意管轄裁判所)

本サービスに関して、ヤナセとお客さまの間で訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とします。

ヤナセワナップクラブ参加店

〈株式会社ヤナセ〉〈ヤナセオートモーティブ株式会社〉〈ヤナセバイエルンモーターズ株式会社〉〈株式会社ヤナセグローバルモーターズ〉
〈ヤナセヴィークルワールド株式会社〉〈ヤナセプレストオート株式会社〉〈ヤナセブランドスクエア株式会社〉の各店舗ならびに
株式会社ヤナセインシュアランスサービス

各店舗の詳細は株式会社ヤナセのホームページ(店舗検索)をご参照ください。 <https://www.yanase.co.jp/store/map.php>

※ヤナセネットワークディーラーは対象となりません。